平成２２年（再イ）第１７号
大分県宇佐市大字長洲4385番地
再生債務者　堀本　和真
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月29日まで
平成23年６月８日
大分地方裁判所中津支部個人再生係
平成２２年（再イ）第７２号
宮崎市田野町乙9181番地24
再生債務者　黒木　新作
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月29日まで
平成23年６月８日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係
平成２２年（再イ）第７号
長崎県松浦市今福町浦免841番地
再生債務者　橋本　一男
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月１日まで
平成23年６月３日
長崎地方裁判所平戸支部破産再生係
平成２３年（再イ）第１１号
兵庫県姫路市網干区坂上355番地11
再生債務者　山本　和義
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月４日まで
平成23年６月６日　神戸地方裁判所姫路支部
平成２３年（再イ）第６１号
兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｅ棟301号
再生債務者　福島　　満
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月28日まで
平成23年６月７日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
平成２３年（再イ）第６８号
神戸市須磨区戸政町３丁目２番１号　３Ｆ
再生債務者　堀田　昌孝
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月28日まで
平成23年６月７日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
平成２３年（再イ）第９号
山口県下関市吉見里町２丁目13番12―45号
海上自衛隊洞宿舎
再生債務者　織田　長広
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月29日まで
平成23年６月８日
山口地方裁判所下関支部再生係
平成２３年（再イ）第８号
徳島県板野郡松茂町広島字東裏48番地８
再生債務者　枝川　　誠
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月６日まで
平成23年６月８日　　徳島地方裁判所民事部
平成２３年（再イ）第２８号
北九州市小倉南区下曽根２丁目10番37―403号
再生債務者　合原　利明
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月29日まで
平成23年６月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（再イ）第１３１号
広島市安佐北区三入４丁目３―３
再生債務者　松本　愛子
1　決議に付する再生計画案　平成23年２月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月６日まで
平成23年６月８日
広島地方裁判所民事第４部
平成２３年（再イ）第１３号
広島県廿日市市阿品４丁目38番19号
再生債務者　山本マユミ
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月６日まで
平成23年６月８日
広島地方裁判所民事第４部
平成２３年（再イ）第５号
広島県呉市東鹿田町15番７号
再生債務者　田原　美穂
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月６日まで
平成23年６月８日　　広島地方裁判所呉支部
平成２２年（再イ）第１１８号
熊本市八景水谷２丁目15番34号
再生債務者　平野　敬明
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月６日まで
平成23年６月８日
熊本地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２２年（再イ）第７９号
新潟市秋葉区新津東町２丁目３番８号
再生債務者　山田　弘一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月６日　　新潟地方裁判所民事部

財務省共済組合定款の一部変更について

財務省共済組合定款（平成12年12月20日制定）の一部を次のように変更する。
平成 23 年５月 31 日
財務省共済組合代表者
財務大臣　野田　佳彦

附則第４条の次に次の１条を加える。
（災害見舞金附加金）
第５条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。
⑴　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月
⑵　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月
⑶　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月
⑷　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月
⑸　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月
⑹　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月
附　則
この変更は、平成23年５月31日から施行し、同年３月11日から適用する。